

○新しい「国立大学法人」像について 抄

(平成14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)

Ⅱ 組織業務

(4) 目的・業務

(業務)

- 法律上定める各大学の業務については、各大学の目的と同様に、法人化後の国立大学に共通する一般的な業務内容として整理するとともに、さらに各大学ごとの業務の基本的な内容や範囲を下位の法令等で明確化する方法を工夫する。

(略)

(業務の範囲)

(略)

- 特に、近年、大学の教育研究の活性化や新産業の創出等への期待から、産学官連携の必要性が強く指摘されており、大学自らの総合的・戦略的な判断に基づき、産学官連携を推進することが重要である。

このため、法人化後の大学における産学官連携に関する業務（リエゾン機能、TLO、インキュベーション業務、特許等知的所有権の管理など）については、各大学の主体的な判断により、事務組織の在り方等を含め、弾力的・効果的な推進体制を整備できるようにする。

また、後述のような「非公務員型」による人事制度の弾力化を踏まえ、各大学の判断により、国立大学の公共性等を考慮した兼業ルールや責務相反・利益相反のルールを整備・確立する必要がある。

なお、大学で生じた特許等は、発明者への十分な対価の還元に留意しつつ、法人有を原則とすべきである。

(略)

(収入を伴う事業)

- 収入を伴う事業については、国立大学法人（仮称）が、①独立採算制を前提とせず、国の予算による所要の財源措置が行われること、②その事務・事業も公共上の見地から実施されるものであること、などを考慮し、本来の教育研究等の業務及びそれに密接に関わる事業等（例えば、学生・患者等に対するサービス、教育研究の成果の普及、所有する施設等の有効活用など）に限定した上で、各大学の自己努力による収入の増加を図

る。

(略)

Ⅲ 目標評価

2. 制度設計の方針

(1) 基本的な考え方

- 国は、大学関係者や広く各界の有識者で構成される審議機関による検討を踏まえ、我が国の高等教育・学術研究に係るグランドデザインや政策目標、さらには国や国立大学が果たすべき役割や責務等を明らかにしていく責務を負っている。
- 他方、各国立大学は、大学としての自主性・自律性の下に、当該大学の教育研究の基本理念やこれを実現するための長期的な目標を自ら明らかにすることが期待される。
- 中期目標・中期計画の策定とこれらを前提とした評価の仕組みは、こうした国としての高等教育・学術研究に係るグランドデザイン等と、大学ごとの基本理念や長期的な目標を踏まえ、一定期間における両者の制度的な調和と各大学の質的向上を図るための改革サイクルとして位置付けられる。
また、中期目標・中期計画・評価の各段階で広く公表することを通じて、国立大学としての国民に対する説明責任を果たすことにも資する。

(2) 中期目標・中期計画等

(中期目標・中期計画の性格)

- 中期目標は、各大学の基本理念や長期的な目標を実現するための一つのステップであり、一定期間内の達成目標である。また、大学が中期計画を策定する際の指針となるとともに、大学の実績を評価する際の主な基準になるという性格を有する。
- 中期計画は、中期目標を実現するための具体的な計画である。運営費交付金等についての予算を要求する際の基礎となるとともに、中期目標の達成度を評価する際の具体的な要素となるなどの性格を有する。
- 中期目標及び中期計画は、相互に密接に関連するのは当然であるが、特に大学の教育研究の方針は大学の主体的な判断ができるだけ尊重されるべきであり、企画立案と実施の機能を国と大学との間で完全に分離することは適当でないことから、それぞれの原案はあらかじめ各大学において一体的に検討する。

(中期目標・中期計画の期間)

- 中期目標・中期計画の期間は、大学におけるカリキュラム編成の実態や修業年限等を考慮し、6年を原則とする。
- 期間中の中期目標や中期計画の見直しについては、各大学が社会のニーズや科学技術の進展等に対応できるよう、大学からの意見提出や申請等に応じ、文部科学省において、大学の自主性を尊重しつつ、文部科学省に置く国立大学評価委員会（仮称）の意見を聴取して、年度を単位に可能な限り柔軟に対応する。

(中期目標・中期計画の作成手続き)

- 中期目標については、大学の教育研究の自主性・自律性を尊重する観点から、あらかじめ各大学が文部科学大臣に原案を提出するとともに、文部科学大臣が、この原案を十分に尊重し、また、大学の教育研究等の特性に配慮して定める。

こうした基本的スキームを制度的に担保するため、例えば、

- ① 大学から文部科学大臣への事前の意見（原案）の提出
 - ② 文部科学大臣に対する大学の意見（原案）への配慮義務
 - ③ 文部科学大臣に対する大学の教育研究等の特性への配慮義務
- などの規定を「国立大学法人法」（仮称）等で明確に位置付ける。

中期計画については、各大学において、あらかじめ中期目標と中期計画の原案を一体的に検討しておいた上で、最終的に確定した中期目標に基づいて作成し、文部科学大臣が認可する。

- 文部科学大臣は、各大学の中期目標・中期計画について、あらかじめ文部科学省に置く国立大学評価委員会（仮称）の意見を聴かなければならない。

中期計画には中期目標期間中における予算を記載することから、国立大学評価委員会（仮称）は、各大学に対する運営費交付金等の配分についても意見を述べる。

- 文部科学省や国立大学協会等は、中期目標・中期計画の形式及び内容について、複数の参考例や作成指針等を提示することが望ましい。

(中期目標・中期計画の内容)

- 中期目標は、原則として、全学的にわたるもので、主に大きな方向性を示す内容とし、大学運営の基本的な方針や当該大学として重点的に取り組む事項等を中心に記載する。なお、各学部等ごとの内容は中期計画の中で記載する。

- 具体的に中期目標に記載すべき事項としては、大学の特性を踏まえ、次のとおりとする。

①中期目標の期間

②大学全体としての基本的な目標

- ③大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- ④業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ⑤財務内容の改善に関する目標
- ⑥社会への説明責任に関する目標
- ⑦その他の重要目標

○ 中期目標は、各大学における教育研究の高度化、活性化に資するとともに、社会からの要請にも適切に対応した内容とする。また、全大学に共通する内容を基本としつつ、各大学ごとの教育研究の特色、地域性、その他の特性を踏まえ、一層の個性化を促進するよう工夫する。

○ 中期計画には、予算の根拠として必要な事項や法令に定める事項の他、大学の社会に対する意思表示として、可能な限り中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載する。

○ 具体的に中期計画に記載すべき事項としては、大学の特性を踏まえ、次のとおりとする。

- ①大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ③財務内容の改善に関する措置
- ④社会への説明責任に関する措置
- ⑤その他の重要目標に関する措置

(年度計画)

○ 各大学においては、中期計画に基づき、各事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出る。

(以下 略)

○知的基盤整備計画（答申） 抄
（平成13年8月30日科学技術・学術審議会）

第5章 各領域毎の整備方策

I. 研究用材料の整備

1. 1. 1 生物遺伝資源

（4）生物遺伝資源分譲機関から利用者への生物遺伝資源の分譲

生物遺伝資源の広い利用を促すには、生物遺伝資源の分譲条件が明確であることが重要である。

そのため、各生物遺伝資源分譲機関において、生物遺伝資源の分譲条件の確立と明確化を図る。具体的には、分譲の制限（第三者への分譲禁止等）、分譲対価、分譲を受けた生物遺伝資源を用いて得られた成果の取り扱い、分譲を受けた生物遺伝資源の利用、特許等に係る生物遺伝資源を利用者が事業活動に用いる場合の実施許諾、等に関する条件を明らかにすることが必要である。その際海外の生物遺伝資源分譲機関の分譲条件も考慮し、国際的なサービス競争力の確保を図る。

（略）

IV. データベースの整備

3. データベースを効率的に整備し、その利用を促すための体制の構築

（3）データベース整備機関から利用者へのデータの提供

データベースの広い利用を促すには、その利用条件が明確であることが重要である。

そのため、データベース整備機関において、データベースの利用条件の確立と明確化を図る。具体的には、利用制限（情報の転載禁止等）、使用料、著作権等の知的所有権を伴う計測データ等やデータベースの複製等、に関する条件を明らかにすることが必要である。

また、国等からの委託により民間企業が整備したデータベースについては、原則として公開を義務づけることを検討する。

（以下 略）

研究開発成果と有体物及び知的財産の関係



